

岩沼市議会議員 政治倫理条例

12月定例会で制定された
条例の主な内容をお知らせします。

主な内容

2条 責務

議員の責務として、市民全体の代表としての責任を自覚し、法令等を遵守し、高い倫理性を保持すること。

岩沼市議会は、平成25年第5回定例会における議会基本条例見直し検討特別委員会の「議員政治倫理条例の制定に向けた調査及び検討を進める必要がある」との調査報告に基づき、26年3月に議員政治倫理条例制定検討特別委員会を設置し、慎重に調査・検討を進めてきました。

条例で定めている主な内容は次の通りです。

と、及び政治倫理に違反する疑惑を持たれたときは、自ら事実関係を明らかにしなければならぬことを定めています。

3条 政治倫理基準

議員が遵守しなければならない政治倫理基準として次の8項目を定めています。

- ① 地位を利用した金品の授受の禁止
- ② 政治的又は道義的批判を受ける寄付の受領の禁止
- ③ 許認可等の処分及び補助金等の決定に関する働き掛けの禁止
- ④ 請負契約等に関する働き掛けの禁止
- ⑤ 市職員の採用、昇任等に関する働き掛けの禁止
- ⑥ 市職員の職務執行等を妨げる行為の禁止
- ⑦ 確たる事実に基づかない発言及び情報発信により個人、団体等の名誉を傷つける行為の禁止
- ⑧ その他、議員の名誉及び品位を損なう行為の禁止

4条 請負契約の辞退

地方自治法92条の2に規定する議員の兼業禁止の趣旨を尊重し、議員の配偶者及び2親等以内の親族が経営する企業が市の請負契約を辞退することを定めています。

5条 税等の納付状況報告書の提出

議員の税等の納付状況の公表について定めています。

6条 審査請求

市民（有権者の100分の1以上の連署）及び議員（定数の4分の1以上の連署）が審査請求できることを定めています。

7条 政治倫理審査会の設置等

政治倫理審査会の設置等について次の5項目を定めています。

- ① 議長が審査請求を審査会に付託すること。
- ② 審査会は、議長が指名する議員8人で構成すること。
- ③ 委員の任期は、議長に報告をした日までとする。
- ④ 審査会の会議は原則公開とすること。
- ⑤ 審査会の委員の守秘義務に関すること。

10条 虚偽説明等の公表

審査対象となつた議員が審査に協力しないとき、及び虚偽の報告をしたときは

市民に公表することができると定めています。

11条 審査結果の報告

審査会は、議長に60日以内に審査結果の報告をしなければならぬことを定めています。

12条 議長の措置

議長は、審査会の審査結果の報告を尊重し、報告のあつた審査結果を審査請求代表者、審査対象議員、議会に報告するとともに、政治倫理基準に違反している旨の報告であつたときは、議会の信頼を回復するための議員辞職勧告などの措置を講じ、市民にその旨を公表することを定めています。

審査請求の流れ

